

口座ご利用規定

(法人向け、在日支店)

2024年6月3日



第 1 章	預金口座一般取引規約.....	5
第 1 条	規約の趣旨.....	5
第 2 条	申込方法等.....	5
第 3 条	反社会的勢力との取引断絶.....	5
第 4 条	本人確認.....	5
第 5 条	連名預金取引.....	5
第 6 条	預金口座取引.....	5
第 7 条	契約締結前交付書面.....	6
第 8 条	諸手数料.....	6
第 9 条	休眠口座.....	6
第 10 条	取引日付.....	6
第 11 条	預入れ.....	7
第 12 条	証券類の取扱い.....	7
第 13 条	払戻し.....	8
第 14 条	外国為替関連法規の適用.....	8
第 15 条	外国為替相場の変動.....	8
第 16 条	外国為替交換レート等.....	8
第 17 条	お取引明細書等.....	8
第 18 条	届出事項の変更等.....	8
第 19 条	印鑑等の届出.....	9
第 20 条	譲渡、質入の禁止.....	9
第 21 条	解約.....	9
第 22 条	代理人の届出.....	10
第 23 条	相殺等.....	10
第 24 条	免責事項.....	11
第 25 条	顧客情報の取扱い.....	11
第 26 条	取引の制限等.....	11
第 27 条	マネーロンダリング、テロリスト資金供与の防止.....	12
第 28 条	準拠法および管轄裁判所.....	12
第 29 条	取引慣行等.....	12
第 30 条	規定の変更等.....	12
第 31 条	当行による地位の譲渡.....	13
第 32 条	英訳の扱い.....	13
第 33 条	預金保険.....	13
第 2 章	普通預金口座規定.....	14
第 1 条	お取引内容.....	14
第 2 条	預入れ.....	14
第 3 条	払戻し.....	14
第 4 条	預金利息.....	14

第5条	貸越	14
第6条	適用関係	14
第3章	定期預金口座規定	15
第1条	お取引内容.....	15
第2条	預入れ.....	15
第3条	満期	15
第4条	預金利息	15
第5条	満期日前解約	15
第6条	適用関係.....	15
第4章	当座預金口座規定	16
第1条	お取引内容	16
第2条	預入れ	16
第3条	手形、小切手の支払	16
第4条	手形、小切手用紙	16
第5条	支払の範囲.....	16
第6条	支払の選択.....	17
第7条	過振り	17
第8条	支払保証に代わる取扱い	17
第9条	振出日、受取人記載もれの手形、小切手	17
第10条	線引き小切手の取扱い	17
第11条	調査	17
第12条	預金利息	17
第13条	払戻し	18
第14条	解約	18
第15条	解約後の処理	18
第16条	手形交換所規則による取扱い	18
第17条	適用関係.....	18
第5章	ファックス・バンキング規定	19
第1条	本サービスの内容	19
第2条	本人確認および取引内容の特定等	19
第3条	取引依頼および対象取引等.....	19
第4条	本サービスが行えない場合.....	20
第5条	お客様の責任	20
第6条	免責事項	20
第7条	適用関係.....	21
第6章	国内振込規定	22
第1条	適用範囲	22
第2条	振込依頼	22
第3条	振込契約の成立	22
第4条	振込通知の発信等	22

第 5 条	証券類による振込	22
第 6 条	取引内容の照会等	23
第 7 条	依頼内容の変更	23
第 8 条	組戻し	23
第 9 条	通知・照会の連絡先	24
第 10 条	手数料	24
第 11 条	災害等による免責、その他.....	24
第 12 条	預金規定等の適用	24
第 13 条	その他の適用関係	24
第 7 章	海外送金規定.....	25
第 1 条	適用範囲	25
第 2 条	定義	25
第 3 条	送金の依頼.....	25
第 4 条	送金委託契約の成立と解除等	26
第 5 条	支払指図の発信等	27
第 6 条	為替相場	27
第 7 条	受取人に対する支払通貨	27
第 8 条	取引内容の照会等	27
第 9 条	依頼内容の変更	27
第 10 条	組戻し	28
第 11 条	通知・照会の連絡先	28
第 12 条	手数料・諸費用	28
第 13 条	災害等による免責	29
第 14 条	預金規定の適用	29
第 15 条	その他の適用関係.....	29

第1章 預金口座一般取引規約

以下の預金口座一般取引規約（以下「本規約」といいます）は、香港上海銀行（日本における登記上の商号：ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド、以下「香港上海銀行」といいます）の日本国内に所在する支店（以下「当行」といいます）に開設される預金口座（以下「預金口座」といいます）について定めるものです。預金口座における当行とのお取引は、お客様（「お客様」には、必要に応じてお客様の代理人を含みます）が下記条項と次章以降で定める預金口座各種規定に同意された場合にお取扱いします。

第1条 規約の趣旨

本規約は第6条（預金口座取引）に定める預金口座における取引に関して、お客様と当行の権利関係を明確にすることを趣旨とします。

第2条 申込方法等

1. 預金口座開設のお申込にあたっては、当行所定の申込書に必要事項をご記入またはご入力いただき、印鑑（署名による届出の場合は署名）を届出の上、当行所定の必要書類を添えてお申込みいただきます。当行がこれを受領し、承諾した場合にお取引を開始できるものとします。
2. 口座開設後であっても、預金口座に関して開設後1年以内に最初の預入れがない場合は、当行は、お客様に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。

第3条 反社会的勢力との取引断絶

お客様が第21条（解約）第5項のいずれかに該当する場合には、当行は預金口座の開設をお断りするものとします。

第4条 本人確認

1. 国際的な要請に基づくマネーロンダリング、テロリスト資金の供与等、金融犯罪の防止の観点から、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の本邦および外国の関係諸法令、各国政府等の公的機関の要請等に従い、当行は預金口座開設時およびその後定期的にお客様の本人確認を行います。
2. 前項に定める本人確認が完了しない場合（追加的に本人確認の必要が生じ、かかる本人確認が完了しない場合を含みます）、お取引の開始後であっても、当行は、預金口座にかかる取引を制限・停止し、またはお客様に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。

第5条 連名預金取引

当行が特に認める場合を除き、預金口座では2名以上の名義による連名預金口座は開設できません。

第6条 預金口座取引

1. 預金口座は次の各号の取引およびサービスからなります。ただし、取引またはサービスの種類により、別途のお申し込みが必要となる場合があります。
 - ① 普通預金口座
日本円および当行の認める外国通貨による普通預金を取扱います。
 - ② 定期預金口座
日本円および当行の認める外国通貨による定期預金を取扱います。
 - ③ 当座預金口座
日本円および当行の認める外国通貨による当座預金を取扱います。
 - ④ ファックス・バンキング
ファックスでの依頼による当行所定のサービスおよび取引（以下「ファックス・バンキング」といいます）を行います。なお、担当部署によっては、ファックス・バンキングのお取扱いをしない場合がございます。

- ⑤ 国内振込
当行所定の振込依頼書に基づく国内送金（振込）取引およびそれに準ずる取引を行います。
 - ⑥ 海外送金
当行所定の海外送金および国内外貨送金依頼書兼国外送金等調書に基づく外国仕向送金取引およびそれに準ずる取引を行います。
2. 当行はお客様への通知の有無にかかわらず、取引およびサービスの利用の中止、制限、停止、追加をすることができるものとします。

第7条 契約締結前交付書面

金融商品取引法第2条第31項で定義する特定投資家に該当しないお客様には、外国通貨による預金口座の開設にあたっては、法令等の規定に基づき、契約締結前交付書面を別途交付します。外国通貨による預金口座は、契約締結前交付書面について、お客様が内容をご理解の上、ご同意いただいた場合に取扱います。

第8条 諸手数料

1. 預金口座に関する口座管理にかかる諸手数料は当行が別途定めるのとし、諸手数料の改定、新設の場合も含め、当行はいつでもその金額をいずれの預金口座からでも引落とすことができるものとします。ただし、お客様の指定した預金口座がある場合には、そこから優先して引落とすものとします。
2. 前項に基づき当行が諸手数料を預金口座から引落とす場合で、当行が受け取るべき金額を、当該金額とは異なる通貨建ての預金口座から引落とすときは、第16条（外国為替交換レート等）の規定に基づき当行は引落とし時の外国為替交換レートを適用して計算される金額を引落とすことができるものとします。
3. 当行所定の時限以降に預金口座に受入れまたは振込みされた資金は、当行が認めた場合を除き、当該入金日における第1項の支払いには充当しません。
4. 前各項に基づき、諸手数料の改定・新設の場合も含め、諸手数料の引落しができなかった場合、当行は、預金口座にかかる取引を制限・停止し、またはお客様に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。
5. 当行は本条に定める諸手数料を法令上認められる範囲内でのみ受取るものであり、法令に反する手数料を受け取りません。

第9条 休眠口座

1. 当行は預金口座に関して、最後の預入れまたは払戻しから6ヶ月間一度も預入れまたは払戻しがない場合、休眠口座として取扱います。なお、当行はお客様に対して、休眠口座となった旨の通知を行うことを要しないものとします。
2. 休眠口座となった場合、当行は、当該預金口座の使用を制限することができるものとします。この場合、当行所定の休眠口座管理手数料をお支払いいただく場合があります。
3. 休眠口座となって1年以上経過した場合、いつでも、当行は、当該預金口座の預金への付利を停止できるものとします。

第10条 取引日付

1. 本規約および次章以降で定める預金口座各種規定における「営業日」とは、土曜日、日曜日およびその他法令で定められた日本における銀行休業日を除いた日とします。
2. 当行がファックス等を通じて預金口座の取引依頼を受けた場合、お客様から特に指示がない限り受付当日付にて取扱うものとしますが、受付日または受付時間によっては、翌日または翌営業日の取扱いとすることができるものとします。なお、その場合、受付時点における支払資金（口座残高のほか、当座貸越可能額（別途当行がお客様に当座貸越サービスを提供している場合の、当座貸越契約に基づきお客様が利用できる金額）を含みます。以下同じ）が当該取引の実行のための所要額以上であっても、当該取引の実行時点の支払資金が不足しているときは、当行は当該依頼を取消されたものとするものとします。

3. 前2項にかかわらず、預金口座の取引について、その取引内容によって、当該通貨の本国の祝祭日等であるために前2項に記載の期日に実行できない場合には、当行は、当該取引依頼の受付の後、当該取引の実行が可能となる最初の営業日の取扱いとすることができるものとします。

第11条 預入れ

1. 預金の預入れは、当行が認める方法により行われます。
2. 預入単位は、預入通貨が日本円の場合は1円、外国通貨の場合は1補助通貨単位とします。
3. 預金口座への振込みについて、当行が入金記帳をした後に、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
4. 預金口座への入金記帳が誤記による場合、または入金記帳が、資金の到着が見込まれることにより当行の裁量にて行われたもの実際には着金しなかったことが判明した場合には、当該入金記帳を取消します。

第12条 証券類の取扱い

1. 小切手、手形、その他の証券類（以下「証券類」といいます）は、当行が認める場合にのみ受入れを行うことができます。
2. 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
4. 証券類を受入れ、あるいは支払う場合には、複記の如何にかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
5. 証券類の取立てのための費用を要する場合または取立証券類が不渡りの場合は、当行所定の手数料をお支払いいただきます。また、特別な依頼により要した費用は、別途申し受けます。
6. 証券類の取立を当行の他の支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当行が認める時期・方法により発送して、取立てを委託します。
7. 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を行うにとどめ、当行は引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。また、手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。
8. 手形のうち支払期日までに余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日にお客様の預金口座へ入金します。この場合、当該金額は支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当行でその決済を確認したうえでなければ支払資金とはしません。また、「期日入金手形」以外の入金については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ、お客様の預金口座へ入金し、支払資金とします。
9. 証券類はその決済が確認された後でなければ、当該金額にかかる預金の払戻しはできず、また付利もされません。
10. 受入れ証券類が不渡りになった場合は、預金になりません。この場合は直ちにその旨をお客様に通知するとともにその金額および本条第5項に基づく手数料を預金口座から引落とし、また、当該証券類は、お客様からの請求に基づき、すみやかに返却します。
11. 不渡りとなった証券類につき、当行はあらかじめ書面による依頼を受けたものに限り権利保全の手続きをします。
12. 証券類の組戻しを依頼する場合には、当行所定の方法にて、届出の印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、支払期日のある証券類については支払期日の前日までに、当行に提出してください。お客様からの請求に基づき、すみやかに組戻しをした証券類を返却します。
13. 証券類が事変、災害、輸送中の事故等やむを得ない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。
14. 代金取立ての委託に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入することができません。

第13条 払戻し

1. 預金は、払戻可能残高が預金口座にあり、かつ、払戻請求書などに押印された印影（または記入された署名）とあらかじめ届出の印鑑（または署名）との照合手続を経た場合に払い戻されます。ただし、ファックス・バンキングによる取引等、各取引種別に応じて別途の定めがある場合には、当該定めに従うものとします。
2. 同一日に複数件の払戻しをする場合で、未実行の取引の払戻総額が払戻可能額を超えるときには、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。

第14条 外国為替関連法規の適用

お客様と当行との間の外貨預金取引その他の外国為替取引は本規約の他、「外国為替及び外国貿易法」およびこれに基づく政省令ならびにその他の外国為替関連法規の定めに従って取扱います。

第15条 外国為替相場の変動

外国為替取引に関しては、外国為替相場の変動により差益あるいは差損が発生することがあることをお客様は承知したものとし、差損について当行は一切の責を負いません。

第16条 外国為替交換レート等

1. 各預金の全部または一部を払戻し他の通貨に交換する場合、相殺その他による債務の弁済を当該債務の表示通貨以外の通貨で行う場合、または通貨を交換して各預金を他の各預金に振替える場合には、当行は、当行の定める時期、方法および手続きに従い、かつ当行所定の外国為替交換レートを適用します。
2. 預金口座への預入れ、振込み、振替、送金等が当該預金口座の通貨と異なる通貨により行われる場合、前項の規定に準じて、当行所定の外国為替交換レートを適用して、預入れ、振込み、振替、送金等による資金を当該預金口座の通貨に交換したうえで、当該預金口座に入金します。

第17条 お取引明細書等

1. 預金口座でのお取引については、当行所定の手続き、方法、書式（電磁的な方法を含む）により、その事実を証するための取引明細（または当行の判断によって取引報告。以下「お取引明細書等」といいます）を発行します。
2. 通帳および証書等は発行しません。
3. 書面によるお取引明細書等の再発行手続きについては、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
4. お取引明細書等その他当行から送付する書面の記載内容に誤りがある場合には、郵送された書面の送達日または電磁的方法による閲覧が可能となった日から15日（ただし、別途の定めがある場合には当該定められた期間）以内に、当行にお知らせください。当該期限までにご連絡のない場合、当行は、お客様がお取引明細書等の内容が正確であると認められたものとして取扱います。

第18条 届出事項の変更等

1. 手形、小切手、小切手用紙、払戻請求書、印章を紛失したとき、または名称・商号、代表者・代理人、住所、電話番号、ファックス番号、印鑑・署名その他届出の事項に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の方法にて届出をしてください。この場合、履歴事項証明書、印鑑証明書その他当行が必要と認める書類を提出していただくことがあります。
2. 届出のあった名称・商号、住所に宛てて当行が通知または書類等を発送した場合には、これらが延着または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
3. 届出のあった名称・商号、住所に宛てて当行が通知または書類等を発送し、これらが未着で当行宛に返送された場合、当行はお取引明細書等の送付を中止します。
4. 届出のあった名称・商号、住所に宛てて当行が通知または書類等を発送した場合に生じた損害および本条第1項の変更の届出がなされていなかったことによって、変更の届出前あるいは変更の届出後手続き完了前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任

を負いません。

第 19 条 印鑑等の届出

1. 当行との取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当行に届出するものとします。
2. 第 22 条（代理人の届出）に従い、代理人により取引を行う場合であっても、お客様ご本人は、前項に従いその名称・商号と印鑑（または署名鑑）を届出するものとします。

第 20 条 譲渡、質入の禁止

1. 当行の承諾なしに、預金口座や預金その他の権利について、譲渡、質入れその他の処分をなすことはできません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第 21 条 解約

1. 預金口座は、別途定めのない限り、お客様の都合でいつでも解約できます。解約する場合には、当行所定の書式に必要事項を記入し、届出の印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、解約を希望する日の 30 日前までに当行に提出してください。
2. 預金口座を解約する場合に、貸越元利金その他当該預金口座にかかわる当行に対する債務があるときには、お客様は解約時に当該債務を履行するものとします。
3. 定期預金等、原則として中途解約のできない商品のお取引があるお客様の解約手続きは、解約金額を一旦、普通預金口座または当座預金口座に入金したうえで行うものとします。なお、当行所定の解約手数料がかかる場合は解約手数料を控除した金額が解約金額となります。
4. 次の各号のいずれかに該当した場合は、当行は預金口座にかかる取引を制限・停止し、またはお客様に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず預金口座の取引が開始されたことが判明した場合。
 - ② お客様が第 20 条（譲渡、質入の禁止）に違反した場合
 - ③ 預金口座が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反して使用され、またはそのおそれがあると認められた場合。
 - ④ 第 4 条（本人確認）第 1 項で定める確認および第 27 条（マネーロンダリング、テロリスト資金供与等、金融犯罪の防止）第 2 項で定める確認に対してお客様から回答された内容や提出された資料ならびにお客様の届出内容に事実と反すること、またはそのおそれがあることが判明した場合。
 - ⑤ お客様が、当行からの催告にもかかわらず当行に対する支払債務の履行をせず、その他、当行との取引約定についてその重要な点に違反した場合。
 - ⑥ 届出事項の変更を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由により、当行においてお客様の所在が不明となった場合。
 - ⑦ お客様による預金口座の利用が 2 年以上ない場合。
 - ⑧ 法令等により認められる場合。
 - ⑨ 預金口座が本邦または外国のマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（国際連合安全保障理事会（the United Nations Security Council）および欧州連合（the European Union）等の国際機関によって実施されている制裁を含みます。以下同じ）に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が合理的に判断した場合。
 - ⑩ 上記①から⑨までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合。
 - ⑪ 第 27 条（マネーロンダリング、テロリスト資金供与等、金融犯罪の防止）第 2 項および第 3 項に定める取引等の制限が 6 ヶ月以上に亘って解消されない場合。
 - ⑫ その他、取引の制限・停止または預金口座の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
5. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当した場合には、当行は預金口座にかかる取引を制限もしくは停止し、またはお客様に通知することにより預金口座を解約することができるものと

ます。

- ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客様が、次のいずれか（以下「暴力団員等」と総称します）に該当すると認められた場合
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者
 - ③ お客様が、次のいずれかに該当すると認められた場合
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行った場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他(1)ないし(4)に準ずる行為
6. 当行および HSBC グループ会社は、本条、第 2 条（申込方法等）第 2 項、第 4 条（本人確認）第 2 項または第 8 条（諸手数料）第 3 項の適用により、お客様または第三者が被った一切の損失（直接的な損失であるか、または収益もしくは利息の取得機会の喪失 その他の結果的な損失であるかを問いません）または損害について、何ら責任を負いません。また、本条の適用により当行に損害が生じたときは、お客様は、当行に対し、当該損害を賠償するものとします。
7. 当行が解約の通知を届出のあった名称・商号、住所に宛てて発送した場合に、その通知が延着しまたは到着しなかったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第 22 条 代理人の届出

1. お客様は、当行との取引について、代理人を通じて行うことができます。
2. 代理人の選任は予め当行所定の書面にて届出るものとし、書面にて代理人選任をとりやめる旨の届出がない限り、当該代理人が行った全ての取引指図はお客様本人によりなされたものとして取扱います。
3. 本規約中に、お客様が当行に指図を行うこととされているときは、お客様の選任した代理人による指図をこれに含めます。

第 23 条 相殺等

1. お客様が当行に対して負担する債務を履行しなければならない場合には、当行は、その債務を、各預金その他のお客様が当行に対して有する債権をもって、その債権の履行期限前においても、いつでも相殺できるものとします。
2. 当行は、債権債務の通貨等が異なる場合でも前項の権利を有します。
3. 前 2 項によって相殺をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、そ

の期間を計算実行の日までとし、この場合の利率、料率については当行が合理的に定めるところによるものとします。また、外国為替交換レートについては当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

4. 当行はお客様が当行に対して負担する債務をお客様の同意を得ることなく、債権の回収を目的として HSBC ホールディングス・ピー・エル・シー社を直接または間接の持株会社とする他の法人等（以下「HSBC グループ会社」という）および当行が指定する第三者に譲渡することができるものとし、また、同様に当該 HSBC グループ会社または当該第三者は、お客様の同意を得ることなくお客様の債務を、当行を含めた他の HSBC グループ会社および当該 HSBC グループ会社または当該第三者が指定する他の第三者に譲渡できるものとします。お客様はこれらの譲渡について、異議を述べないものとします。
5. 当行は必要に応じて、当行がお客様に対して有する債権の回収に関し、外部の債権回収業者を指定しこれを行わせることができるものとします。

第 24 条 免責事項

1. 当行が、手形、小切手、払戻請求書その他当行に提出された書類等に押印された印影（または記入された署名）（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）または電話、ファックスにより通知されたお客様の本人確認情報を、当行に届出のある取引権限のある者の印影（または署名）、顧客本人確認情報と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱ったうへは、それらの偽造、変造、不正使用、または架電者が本人でない等の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 預金口座に関する当行のお客様に対する支払義務は、当行が別途同意した場合を除き、当行が定める支店のみで履行されるものとし、香港上海銀行の海外本支店では履行されません。
3. 当行は取引に関し、専ら当行の責に帰すべき事由により生じた結果についてのみ、責任を負うものとします。公租公課の賦課、通貨価値の変更、為替交換または送金の規制、相場の変動、資金凍結措置、強制送金、戦争、災害、暴動、経済封鎖、法律、命令もしくは関係当局の指導、コルレス先その他当行代理人の故意、過失、債務不履行ないし破産、輸送中の損害および遅延など、当行の関知しない事由により生じた結果については、当行は何らの責任を負わないものとします。
4. 通信機器、回線の障害または機能停止を含め、やむを得ない事由により、当行の機器設備、システムまたは当行の提供するサービスの提供が遅延または不履行となった場合には、これによる損失、損害または諸費用等がお客様に発生しても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
5. お取引明細書等その他の書面に記載され、または、実際にお客様と当行との間で執行された取引の内容、金額等について、お客様と当行の認識が相違する場合には、明白な誤りがあるときを除き、当行の記録が正確であるものとします。かかる認識の相違により発生した損害等について、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。なお、お取引明細書等その他取引内容を記載した書面について、お客様に当該書面が送達された日から 15 日以内に、当行宛にご連絡のない場合、当行は、お客様が当該書面の内容を正確であると認められたものとして、取扱います。
6. 預金口座における取引について、当該取引が実行されてから 5 年を経過した場合には、当行に明白な誤りがあるときを除き、当行は当該取引の訂正、取消等には一切応じません。

第 25 条 顧客情報の取扱い

当行は、お客様から得た取引にかかる情報または個人情報（以下「顧客情報」といいます）を、国内または国外にある HSBC グループ会社、代理人、業務受託者その他当行が指定する第三者に、顧客情報の管理、保存、処理その他預金口座にかかる当行の業務遂行上必要な範囲で提供することができるものとします。また、当行は、顧客情報を、国内外の法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは国内外の政府機関の要請に基づき開示できるものとし、お客様は、当該目的のために合理的に必要な協力をするものとします。また、個人情報の取扱いに関しては、本条のほか、当行が別途定める規定にしたがうものとします。

第 26 条 取引の制限等

1. お客様による取引等の依頼について、その内容が濫用的な要求にあたりと当行が判断した場合、当行は、当該取引について一定の制限を設け、または当該取引を実行しないことができるものとしします。
2. お客様の依頼にかかる取引等の約定成立後であっても、その実行前に、市場の混乱、金融情勢の著しい変化等が発生した場合、当行は、当該取引を実行しないことができるものとしします。
3. 前 2 項に基づく取引の制限または不実行によりお客様または第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第 27 条 マネーロンダリング、テロリスト資金供与等、金融犯罪の防止

1. 国際的な要請に基づくマネーロンダリング、テロリストに対する資金の供与等、金融犯罪の防止の観点から、当行は関連する本邦または外国の法令を遵守し、各国政府および国際機関等の公的機関の要請に従うものとしします。
2. 第 4 条（本人確認）に定める本人確認のほか、当行は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
3. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行が本邦もしくは外国のマネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、本邦または外国のマネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
5. 当行および HSBC グループ会社は、次に定めるいずれかの事項に起因して、お客様または第三者が被った一切の損失（直接的な損失であるか、または収益もしくは利息の取得機会の喪失その他の結果的な損失であるかを問いません）または損害について、何ら責任を負いません。
 - ① マネーロンダリング、テロリストに対する資金の供与、ならびに各種制裁の対象となっている可能性のある人物・法人への資金および役務の提供の防止等、金融犯罪の防止に関連する法律、規制、および各法域の公的機関・規制機関の要請に従って、当行または HSBC グループ会社はその単独かつ絶対的な裁量により実施した措置に基づく、当行または HSBC グループ会社による、支払通信その他の情報・通信の処理の遅延もしくは不実施、または、お客様に対するサービス等実施の遅延もしくは不実施。
 - ② 本条に基づく当行の権利の行使。

第 28 条 準拠法および管轄裁判所

当行との取引、付属書類および規約についてはすべて、日本の法令および諸規則（金融および為替管理等に関する政省令、行政指導、一般実務慣行を含みます）に準拠するものとしします。当行との取引に関する訴訟または法的手続については、東京地方裁判所を、第一審の非専属的合意管轄裁判所としします。

第 29 条 取引慣行等

当行との取引に関し、本規約に定めのない事項については、当行の諸規定、規則、手続慣例等によるものとしします。

第 30 条 規定の変更等

1. 当行は、本規約を、国内外の法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他相当の事由があると認められる場合に、変更後の内容をお客様への通知、当行ウェブサイトでの公表その他適切な方法により公表することにより、変更できるものとしします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 31 条 当行による地位の譲渡

当行はお客様に対して書面による通知を行うことにより、お客様の承諾なく、預金口座における取引およびサービスに基づく一切の地位、権利および義務を、日本における銀行業の免許を受けた HSBC グループ会社に対して譲渡することができるものとします。

第 32 条 言語

当行との取引においては、別途の定めがある場合を除き、日本語による諸規定を正文とします。日本語による諸規定の英訳が参考目的で作成される場合において、日本語の記載内容と英訳の記載内容が相違するときには、日本語の記載内容が優先するものとします。

第 33 条 預金保険

当行における預金は預金保険の対象外です。

第2章 普通預金口座規定

普通預金口座規定（以下本章において「本規定」といいます）は、普通預金口座をお持ちのお客様が普通預金口座において、日本円および当行の認める外国通貨による預金の受入れ、払戻しその他一切の取引を行う場合の当行の取扱いを規定したものです。

第1条 お取引内容

普通預金口座においては、日本円および当行の認める外国通貨による普通預金を取扱います。

第2条 預入れ

1. 普通預金口座では、他の金融機関からの振込み、お客様の普通預金口座もしくは当座預金口座からの振替、または当行の認める証券類を受入れます。
2. 証券類の受入れについては、郵送その他の当行の認める方法により行います。

第3条 払戻し

払戻しは、ファックス・バンキングにより各口座へ振替える方法、または当行が認めるその他の方法によるものとします。なお、ファックス・バンキングの利用については「第5章ファックス・バンキング規定」に従うものとします。

第4条 預金利息

1. 預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は、決済されるまで、この残高から除きます）が1円（外国通貨の場合には1補助通貨）以上ある場合、付利単位を1円（外国通貨の場合には1補助通貨）として、当行所定の利率によって計算のうえ、当行所定の日に当該普通預金口座に組込まれます。
2. 前項の利率は、金融情勢の変化に応じて変更されます。また、残高に応じて異なる利率が適用されることがあります。

第5条 貸越

1. 当行の裁量により支払資金をこえて（「第1章預金口座一般取引規約」第11条（預入れ）第3項または第4項の規定により入金記帳が取消された結果、遡及的に支払資金をこえたことになる場合を含みます）普通預金口座により支払をした場合には、当行からの請求があり次第、お客様は直ちにその不足金を支払うものとします。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は当行所定の利率および当行所定の方法によって計算します。
3. 第1項の場合、当行が支払をした後に普通預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、当行の不足金に充当します。この場合、15時までに普通預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、当該入金日に不足金に充当し、15時以降に普通預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、当行が認めた場合を除き、当該入金日の翌日に不足金に充当します。この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は当該金額にかかる債権とお客様に対する諸預り金返還債務その他の債務とを、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算をすることができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、お客様から普通預金口座に受入れまたは振込まれた証券類は、その不足金の担保として当行が譲り受けたものとみなします。

第6条 適用関係

1. 本規定の対象となる取引については、「第1章預金口座一般取引規約」も適用されます。
2. 「第1章預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。

第3章 定期預金口座規定

定期預金口座規定（以下本章において「本規定」といいます）は、定期預金口座をお持ちのお客様が定期預金口座において、日本円および当行の認める外国通貨による定期預金（以下「本定期預金」といいます）の受入れ、払戻しその他一切の取引を行う場合の当行の取扱いを規定したものです。

第1条 お取引内容

定期預金口座においては、日本円および当行の認める外国通貨による定期預金を取扱います。

第2条 預入れ

本定期預金は、お客様の普通預金口座もしくは当座預金口座からの振替の方法によってのみ受入れます。なお、証券類の取扱いはありません。

第3条 満期

1. 満期時の取扱いについては、お客様の指定に応じ、満期日に、元利金合計金額または元本合計金額を、同一通貨および同一期間の定期預金として継続します。
2. 継続された本定期預金は、継続前の本定期預金の満期日（以下「継続日」といいます）を預入日として、継続後の満期日を決定します。継続された本定期預金が、さらに継続される場合も同様です。
3. 本定期預金を継続せず、満期日に払戻す場合には、満期日の当行所定の時間までに、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ当行に提出してください。なお、当行所定の時間の後に手続きされた場合には、翌営業日に入金するものとし、満期日以後の利息は、本定期預金と同一通貨建ての普通預金口座に適用される当行所定の利率（外国通貨建ての本定期預金の元金または利息を円建ての指定口座に入金する場合には、当行所定の円普通預金利率）によって付利します。
4. 前項に基づき、本定期預金の満期日に支払われる外国通貨建ての元金または利息を日本円建ての指定口座に入金する場合、当行は、「第1章預金口座一般取引規約」第16条（外国為替交換レート等）の規定に基づき、当該元金または利息に、満期日の外国為替交換レートを適用して計算される金額を指定口座に入金します。

第4条 預金利息

預金利率は、預入日から満期日の前日までの期間について、預入時に決定します。ただし、満期日以降、本定期預金を継続した場合の利率は、継続日において当行が提示する利率とします。

第5条 満期日前解約

1. お客様による本定期預金の満期日前の解約はできません。ただし、当行がやむを得ないものと認め、他に当行に解約を拒絶すべき事由もない場合に限り解約できます。
2. 前項ただし書の定めに従い本定期預金を満期日前に解約する場合、当行は清算金の支払を請求することができるものとします。

第6条 適用関係

1. 本規定の対象となる取引については、「第1章預金口座一般取引規約」も適用されます。
2. 「第1章預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。

第4章 当座預金口座規定

当座預金口座規定（以下本章において「本規定」といいます）は、当座預金口座をお持ちのお客様が当座預金口座において、日本円および当行の認める外国通貨による当座預金の取扱いを規定したものです。

第1条 お取引内容

当座預金口座においては、日本円および当行の認める外国通貨による当座預金を取扱います。

第2条 預入れ

1. 当座預金口座では、他の金融機関からの振込み、お客様の普通預金口座もしくは当座預金口座からの振替、または当行の認める証券類を受入れます。
2. 証券類の受入れについては、郵送その他の当行の認める方法により行います。

第3条 手形、小切手の支払

1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合は、当座預金口座から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座預金口座から支払います。
2. 呈示された手形、または小切手は、呈示日の15時までに当座預金口座に受入れまたは振込みされた資金を支払資金として支払います。ただし、呈示日の15時以降に当座預金口座に受入れまたは振込まれた資金であっても、当行が認めた場合には、当該手形または小切手の支払資金とすることができるものとします。この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

第4条 手形、小切手用紙

1. 当行を支払人とする小切手または当行を支払い場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用していただきます。
2. 当行を支払い場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認していただきます。
3. 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
4. 当座預金口座から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
5. 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、合理的に必要と認められる枚数を実費で交付します。
6. 当座預金口座から支払をした手形または小切手用紙はその支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行所定の保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
8. 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって本条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 支払の範囲

1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座預金口座の支払資金を超える場合は、当行はその支払い義務を負いません。
2. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第6条 支払の選択

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座預金口座の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第7条 過振り

1. 当行の裁量により支払資金をこえて（「第1章預金口座一般取引規約」第11条（預入れ）第3項または第4項の規定により入金記帳が取消された結果、遡及的に支払資金をこえたことになる場合を含みます）当座預金により手形、小切手等またはその他の支払をした場合には、当行からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払っていただきます。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は当行所定の利率および当行所定の方法によって計算します。
3. 第1項の場合で、当行が支払をした後に当座預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、当行の不足金に充当します。この場合、15時までに当座預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、当該入金日に不足金に充当し、15時以降に当座預金に受入れまたは振込まれた資金は、当行が認めた場合を除き、当該入金日の翌日に不足金に充当します。この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は当該金額にかかる債権とお客様に対する諸預り金返還債務その他の債務とを、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算をすることができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、お客様から当座預金に受入れた証券類は、その不足金の担保として当行が譲り受けたものとみなします。

第8条 支払保証に代わる取扱い

当行は小切手の支払保証はしません。

第9条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

1. 手形、小切手を振出す際には、可能な限り手形要件、小切手要件をすべて記載してください。お客様が振り出した小切手または確定日払の手形で振出日の記載のないものが呈示された場合には、当行はお客様に連絡することなく支払うことが出来るものとします。
2. 前項の取扱いによってお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 線引き小切手の取扱い

1. 線引き小切手が呈示された場合、その裏面に押捺（または届出の署名）があるときはその持参人に支払うことが出来るものとします。
2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行は第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。
3. 代理人が自己の名義で振出したものについても前項の場合と同様に、当行はその責任を負わず、また、本人であるお客様に求償できるものとします。

第11条 調査

1. 手形行為に取締役会の承認、株主総会の承認その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承諾等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが出来ます。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 預金利息

1. 預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は、決済されるまで、この残高から除きます）が1円（外国通貨の場合には1補助通貨）以上ある場合、付利単位を1円（外国通貨の場合には1補助通貨）として、当行が提示する利率により計算のうえ、当行所定の日に当該当座預金口座に組込まれます。ただし、円建ての当座預金の預金利息については、法令に基づき定められる上限を超えないものとします。

2. 前項の利率は、金融情勢の変化に応じて変更されます。また、残高に応じて異なる利率が適用されることがあります。

第13条 払戻し

払戻しは、ファックス・バンキングにより各口座へ振替える方法、または当行が認めるその他の方法によるものとします。なお、ファックス・バンキングの利用については「第5章 ファックス・バンキング規定」に従うものとします。

第14条 解約

1. 当座預金口座は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、お客様の都合による解約については「第1章 預金口座一般取引規約」の第21条（解約）第1項に従うものとします。
2. お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が当座預金口座を解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第15条 解約後の処理

1. 当座預金口座が解約された場合には、その解約前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
2. 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当行へ返却するとともに、当座預金の決済を完了してください。

第16条 手形交換所規則による取扱い

1. 当座預金口座における取引については、前各条のほか、関係ある手形交換所の規則にしたがって処理するものとします。
2. 関係ある手形交換所で災害、事変等やむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第3条（手形、小切手の支払）にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座預金口座から支払うことができるなど、その緊急措置にしたがって処理するものとします。
3. 前項の取扱いによってお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 適用関係

1. 本規定の対象となる取引については、「第1章 預金口座一般取引規約」も適用されます。
2. 「第1章 預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。

第5章 ファックス・バンキング規定

ファックス・バンキング規定（以下本章において「本規定」といいます）は、預金口座をお持ちのお客様が、ファックス・バンキング（以下本章において「本サービス」といいます）を利用する場合の当行の取扱いを規定したものです。

第1条 本サービスの内容

1. 当行は、本規定に定めるところに従い、以下の取引等（以下本章において「対象取引等」といいます）を、お客様のファックスによる個別の依頼書に基づき、所定の条件が満たされていることを条件として、お客様のためにお客様の計算において行います。
 - ① 月次報告書・取引通知書の再発行
 - ② 残高証明書の発行
 - ③ 国内振込・海外送金・店内付替（依頼内容の変更、組戻しを含む）
 - ④ 定期預金の設定、継続、満期時指図、解約等
2. 本規定に定めのない本サービスの具体的内容（対象取引等の範囲、利用条件および具体的利用方法を含みます）については、当行が別途定めるところによるものとし、当行はいつでも、本サービスの内容を決定しまたは変更できるものとします。
3. 当行は、前項に定めるところに従い本サービスの内容を決定しまたは変更した場合、当該決定または変更について、当行が適切と認める方法（書面等）により、通知または公表します。

第2条 本人確認および取引内容の特定等

1. お客様は、当行所定の依頼書に依頼する取引内容の詳細を記し、届出の印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）した上、その依頼書をファックスにて送信することにより、対象取引等を依頼するものとします。ファックスによる情報連絡上何らかの支障がある場合には本サービスは中止されるものとし、お客様は通常的手段に従って当行に対し取引の依頼を行うものとします。
2. 当行が前項の依頼書をファックスにて受領した場合（以下、当行がファックスによりお客様から受領した当行所定の依頼書を「ファックス依頼書」という）には、当行は次号に掲げる事項を調査し、当行が適切と認める方法でこれらが確認された時点で、正当なお客様から本サービスの取引依頼があったとみなします。
 - ① お客様または代理人の所在および取引内容。
 - ② 当該ファックス依頼書がお客様を特定する事項および取引依頼内容を明確に確認するに十分な形状を備えていること。
 - ③ ファックス依頼書上にあらわれたお客様または代理人の印鑑または署名があらかじめ届出された印鑑または署名と一致していること。
3. 前項の確認手続に加え、当行が必要と認めた時は、当行は、当行所定の方法により、本サービスの利用者がお客様ご本人であることを確認します（以下前項による本人確認手続とあわせて「本人確認手続」といいます）。この場合、当行が必要と認めるときは、この本人確認手続が完了するまでは本サービスを行いません。
4. 本人確認手続により当行がお客様ご本人に相違ないと認めて本サービスを提供したうえは、仮に当該本サービスが第三者により不正に利用された場合であっても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第3条 取引依頼および対象取引等

1. 本サービスにおける各取引依頼は、当行が前条第2項および第3項の手続きを行ったうえで承諾した時点において確定するものとし、確定以降、お客様は当行の同意なく取引依頼を撤回または変更できないものとします。
2. お客様による取引依頼については、当行のシステム上の制限または業務処理上の制約により、必ずしも当該取引依頼が行われた当日中に処理されない場合があります。この場合当行は、取引の実行の遅延について責任を負いません。

第4条 本サービスが行えない場合

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスは行わないものとします。
 - ① 送金指定日または振替指定日に送金金額または振替金額が支払いを指定する口座（以下「支払指定口座」といいます）の支払資金を超えるとき。
 - ② 支払指定口座にかかる取引を制限・停止されまたは支払指定口座が解約済みのとき。
 - ③ お客様から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ④ お客様について支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始等（外国における類似の手続を含みます）の申立があったとき。
 - ⑤ お客様の預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知等があったとき。
 - ⑥ 振替取引において、入金指定口座にかかる取引を制限・停止されまたは入金指定口座が解約済みのとき。
 - ⑦ 依頼された送金が、日本または外国において法令違反になるか、またはそのおそれがあるとき。
 - ⑧ 暴動、騒乱、戦争、国家間の敵対行為、政府の法律、命令もしくは規則、出入港禁止、政府もしくは政府の機関による措置、天変地異、暴風、火災、事故、ストライキ、サボタージュ、爆発、その他の当事者の合理的な抑制力を超える事象が生じ、本サービスの履行が不能のとき、または、当行の判断で本サービスの提供を中止したとき。

第5条 お客様の責任

お客様は、本サービスの利用に起因または関連して生じたすべての結果について、責任を負うものとします。

第6条 免責事項

1. 通信または通話の途絶、ファックスの不鮮明、ページの脱落、当行の責めによらない通信機器、回線、電話不通等の理由により、取扱が遅延したり不能となった場合、当行は、これによってお客様に生じた損害、損失、その他の費用（直接的・間接的を問いません）について、一切責任を負いません。
2. 第2条（本人確認および取引内容の特定等）による確認を行って取扱ったうえは、お客様の本人確認情報の不正使用、権限逸脱、当行以外でのファックスによる依頼内容の改ざんにより、お客様または第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
3. 第2条（本人確認および取引内容の特定等）による確認の結果、取引内容、残高に相違があることが発見され、お客様と当行の間で疑義が生じた場合でも、当行の誤りが確認されない限り、第2条（本人確認および取引内容の特定等）に定める方法により当行が受け付けたファックス依頼書の内容が正しいものとして爾後の処理がなされるものとします。従って爾後にお客様の依頼により生じる送金の組戻、取引の訂正等の処理についてはお客様の新たな取引依頼がなされたものとして取扱われるものとします。また当行が受け付け確定したファックス依頼書の内容に従い処理を行った場合は、当行の誤りが確認されない限り、当行は責任を負わないものとします。さらに、電話の不通による取扱の遅延、不能のためにお客様または第三者に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
4. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことによりお客様の取引情報等が漏洩した場合、当行に責めがある場合を除き、これに関連する一切の損害、損失、その他の費用（間接的、派生的損害を含みます）につき、当行は責任を負いません。
5. お客様が、海外から本サービスを利用する場合には、当行はそれらの行為はすべて国内で行われたものとして取扱います。また、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによっては、本サービスを利用できないことがあります。なお、これによって生じた損害、損失、その他の費用については、当行は一切責任を負いません。

第7条 適用関係

1. 本規定の対象となる取引については、「第1章預金口座一般取引規約」も適用されます。
2. 「第1章預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。

第6章 国内振込規定

国内振込規定（以下本章において「本規定」といいます）は、預金口座をお持ちのお客様が当行所定の振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます）による国内円振込依頼およびそれに準ずる振込依頼を行う場合の取扱いについて規定したものです。

第1条 適用範囲

当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の円預金口座あての振込については、本規定により取扱います。

第2条 振込依頼

- 振込の依頼は、次により取扱います。
 - 振込の依頼については、当行所定の時間内に、当行所定の金額の範囲内で、ファックス・バンキングによる振込手続き、または当行が認めるオンラインバンキングその他の方法により受け付けます。
 - 振込の依頼にあたっては、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人（お客様）の名称・商号、依頼人（お客様）の住所・電話番号その他の所定の事項を正確にご記入ください。
- 当行は振込依頼書の記載内容を依頼内容として取引を行います。
- 第1項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載内容に不備があった場合、これによって生じた損害・損失・その他費用について、当行は一切責任を負いません。
- 振込の依頼にあたっては、振込資金の他に、当行所定の振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下総称して「振込資金等」といいます）をお支払いいただきます。

第3条 振込契約の成立

- 振込契約は、当行が前条に基づく振込の依頼を承諾し、かつ振込資金等を受領した時に成立するものとします
- 前項により振込契約が成立した場合、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容をご確認ください。この振込資金受取書は、当該振込契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

第4条 振込通知の発信等

振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、直接、または関係銀行等を経由して（経由した関係銀行等を、以下、本章において「関係銀行等」といいます）、振込先の金融機関あてに、依頼日当日に、振込通知を発信します。ただし、振込事務受付時間終了間際であること、振込事務の繁忙日であること当行システム上の日付更新時間帯であること、または振込先の金融機関や受取人の口座状況等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌日または翌営業日に振込通知を発信することがあります。

第5条 証券類による振込

- 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
- お客様から当行における受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、当行はお客様に対し、その旨を表示した振込資金受取書を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済確認後に振込通知を発信することもあります。
- 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、当行はお客様に対し、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。こ

の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

4. 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印（または署名）のうえ、振込資金受取書とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
5. お客様が提出された振込資金受取書を、当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、不渡りとなった証券類を返却したときは、これによってお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関または関係銀行等に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めるともあります。
2. 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関または関係銀行等から照会があった場合には、依頼内容についてお客様にお問い合わせすることがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、当行は相当と認める措置をとることができ、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は、お客様に通知しますので、第7条（依頼内容の変更）または、第8条（組戻し）に準じて、振込資金の受領等の手続きをしてください。相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、当行はお客様から組戻しの依頼を受けることなく、返却された資金から組戻し手数料を差引いた後、当該振込のために出金をしたお客様の預金口座へ当該資金を入金します。これによりお客様に生じた損失、損害について当行は責任を負いません。また、当行より振込手数料等の返却はしません。

第7条 依頼内容の変更

1. 振込契約の成立後にその依頼内容を変更される場合には、ファックス・バンキングによる以下の訂正の手続き、または当行が認めるその他の方法により取扱います。ただし、ご依頼の変更の内容や時期によってはお受けできないことがあります。また、振込先の金融機関名・店舗名または振込金額を変更する場合には、第8条（組戻し）に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書（以下「訂正依頼書」といいます）に届出の印鑑（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、当行所定の振込資金受取書および当行が必要と認める当行所定の書類とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料の提出を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書の内容に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
2. 訂正依頼書に使用された印影（または署名）を、振込依頼書に使用した印影（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたとえ、依頼内容を変更したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関または関係銀行等がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条 組戻し

1. 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、ファックス・バンキングによる以下の組戻し手続き、または当行が認めるその他の方法により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書（以下「組戻依頼書」といいます）

等に記名・押印（または署名）のうえ、ファックス送信により提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類の提出を求めることがあります。

- ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します（ただし、当行が認める方法に限ります）。
2. 組戻依頼書に使用された印影（または署名）を、振込依頼書に使用した印影（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたとえ、組戻しをしたときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 3. 第1項の場合において、振込先の金融機関または関係銀行等がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、お客様が受取人との間で協議してください。

第9条 通知・照会の連絡先

1. 当行が振込の依頼についてお客様に通知・照会をする場合には、振込依頼書に記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって、通知・照会をすることができなくても、これによってお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

第10条 手数料

1. 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。
2. 組戻しまたは依頼内容変更の受付にあたっては、当行所定の組戻手数料または変更手数料をお支払いいただきます。この場合、振込手数料は返却されません。
3. 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。
4. 振込みについて、お客様の特別の依頼により要した費用は、別途お支払いいただきます。

第11条 災害等による免責、その他

次の各号のいずれかの事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害（直接的な損失であるか、または収益もしくは利息の喪失その他の結果的な損失であるかを問わないものとします）については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由。
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず生じた、端末機、通信回線またはコンピューター等の障害。
- ③ 当行以外の金融機関または関係銀行等の責に帰すべき事由。

第12条 預金規定等の適用

お客様が送金資金等を預金口座から振替えて送金を依頼する場合における預金の払戻しは、「第1章預金口座一般取引規約」および関係する各預金口座規定により取扱います。

第13条 その他の適用関係

1. 本規定の対象となる取引については、「第1章預金口座一般取引規約」も適用されます。
2. 「第1章預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。

第7章 海外送金規定

海外送金規定（以下本章において「本規定」といいます）は、預金口座をお持ちのお客様が当行所定の海外送金および国内外貨送金依頼書兼国外送金等調書（以下「海外送金依頼書」といいます）により外国向送金取引およびそれに準ずる取引を行う場合の取扱について規定したものです。

第1条 適用範囲

1. 海外送金依頼書による次の各号に定める海外送金については本規定により取扱います。
 - ① 外国向送金取引
 - ② 国内にある香港上海銀行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
 - ③ 外国為替法規上の居住者と非居住者との間、または非居住者と非居住者との間における、国内にある香港上海銀行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
 - ④ その他前各号に準ずる取引であって当行が認めるもの

第2条 定義

1. 本規定において、「外国向送金取引」とは、お客様の委託に基づき、当行が行う以下のいずれかをいいます。
 - ① 外国にある香港上海銀行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に、一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込）
 - ② 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（通知払い・要求払い）
2. 本規定において、「支払指図」とは、お客様の委託に基づき、当行が一定額を受取人に支払うことを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。
3. 本規定において、「支払銀行」とは、受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。
4. 本規定において、「関係銀行」とは、支払銀行および送金のために以下のことを行う香港上海銀行の本支店または他の金融機関をいいます。
 - ① 支払指図の仲介
 - ② 金融機関の間における送金資金の決済

第3条 送金の依頼

1. 送金の依頼は、次により取扱います。
 - ① 送金の依頼については、当行所定の時間内に、当行所定の金額の範囲内で、ファックス・バンキングによる送金手続き、または当行が認めるオンラインバンキングその他の方法により受け付けます。
 - ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の海外送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人（お客様）名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確にご記入ください。
2. 当行は海外送金依頼書の記載内容を依頼内容として取引を行います。
3. 第1項に定める依頼内容について、海外送金依頼書の記載内容に不備があった場合、これによって生じた損害・損失・その他費用について、当行は一切責任を負いません。
4. 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の各号の手続きを行ってください。
 - ① 海外送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。
 - ② 所定の公的書類により本人確認済のお客様の預金口座から送金資金を振替える場合を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。

- ③ 所定の公的書類により本人確認済みのお客様の預金口座から資金を振替える場合を除き、履歴事項証明書等所定の本人確認書類を提出してください。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書類を提示または提出してください。
5. 送金の依頼にあたっては送金資金の他に当行所定の送金手数料・関係銀行所定の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下、総称して「送金資金等」といいます）をお支払いいただきます。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入はしません。

第4条 送金委託契約の成立と解除等

1. 送金委託契約は、当行が前条に基づく送金の依頼を承諾し、かつ送金資金等を受領した時に成立するものとします。
2. 前項により送金委託契約が成立した場合、当行はその契約内容に関して、海外送金計算書を交付しますので、内容を確認してください。なお、この海外送金計算書は、解除や戻戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
3. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に、次の各号の事由のいずれかに該当すると当行が認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によってお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 送金がマネーロンダリングまたはテロリスト資金などを含めた犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
 - ③ 暴動、騒乱、戦争、国家間の敵対行為、政府の法律、命令もしくは規則、出入港禁止、政府もしくは政府の機関による措置、関係銀行の資産凍結、支払停止、天変地異、暴風、火災、事故、ストライキ、サボタージュ、爆発、その他の当事者の合理的な抑制力を超える事象が発生し、またはそのおそれがあるとき
4. 前項による解除の場合には、お客様から受け取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、海外送金依頼書に使用した印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、第2項に規定する海外送金計算書とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。ただし、お客様が、「第1章預金口座一般取引規約」第19条（印鑑等の届出）に従い複数の印鑑または署名を届出されている場合には、当該印鑑または署名のいずれかが当行所定の受取書等に使用されている限り、海外送金依頼書に使用した印鑑または署名と異なる場合であっても受け入れるものとします。
5. 受取書等に使用された印影（または署名）を、海外送金依頼書に使用した印影（または署名）または当行に届出された印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたとえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 当行または HSBC グループ会社は、マネーロンダリング、テロリストに対する資金の供与、ならびに各種制裁の対象となっている可能性のある人物・法人への資金および役務の提供の防止等に関連する法律、規制、および各法域の公的機関・規制機関の要請に従い、その単独かつ絶対的な裁量により、何らかの措置を実施することがあります。当行または HSBC グループ会社は、当該措置に伴う、支払指図その他の情報・通信の処理の遅延もしくは不実施、または、お客様に対するサービス等実施の遅延もしくは不実施に起因して、お客様または第三者が被った一切の損失（直接的な損失であるか、または収益もしくは利息の喪失その他の結果的な損失であるかを問わないものとします）または損害について、何ら責任を負いません。
7. 当行および HSBC グループ会社は、前項に基づき当行または HSBC グループ会社が実施の対象となる支払指図その他の情報・通信に関する当行システム上の情報が、当該措置実施に際しての当該情報利用の時点において、正確であること、現在通用しているものであること、または、最新のものであることを、何ら保証するものではありません。

第5条 支払指図の発信等

1. 送金委託契約が成立したときは、当行は、第4条（送金委託契約の成立と解除等）第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、関係銀行に対して支払指図を発信します。
2. 支払指図の伝達手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、お客様が特に指定し、当行がこれを相当と認めた場合を除き、同様とします。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、お客様が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。
 - ① 当行がお客様の指定に従うことが不可能と認めたとき。
 - ② お客様の指示に従うことによって、お客様に過大な費用負担または送金の遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき。
4. 前2項の取扱いによってお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 為替相場

1. 送金の受付にあたり、当行が送金資金等を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における当行所定の為替相場とします。
2. 第4条（送金委託契約の成立と解除等）第4項、第8条（取引内容の照会等）第3項、第10条（組戻し）第1項③の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行がお客様にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における当行所定の為替相場とします。

第7条 受取人に対する支払通貨

お客様が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は、お客様が指定した通貨と異なることがあります。この場合の支払通貨、外国為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うものとします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

第8条 取引内容の照会等

1. 送金依頼後に受取人に送金資金の支払が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の海外送金事後照会依頼書の提出を求めることがあります。
2. 当行が発信した支払指図について関係銀行等から照会があった場合には、送金の依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、当行は相当と認める措置をとることができ、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 当行が発信した支払指図について、関係銀行等による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行はお客様から組戻しの依頼を受けることなく、返却された資金から組戻し手数料を差引いた後、当該送金のために出金をしたお客様の預金口座へ当該資金を入金します。これによりお客様に生じた損失、損害について当行は責任を負いません。また、当行より送金手数料等の返却はしません。

第9条 依頼内容の変更

1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、ファックス・バンキングによる以下の訂正の手続き、または当行が認めるその他の方法により取扱います。ただし、ご依頼の変更の内容や時期によってはお受けできないことがあります。また、送金金額を変更する

場合には、第 10 条（組戻し）に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の海外送金訂正・取消依頼書（外為円決済および口座付替えを含む）（以下「海外送金訂正依頼書」といいます）に、海外送金依頼書に使用した印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、海外送金依頼書控および当行が必要と認める当行所定の書類とともにファックス送信により提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
 - ② 当行は、海外送金訂正依頼書の内容に従って、当行が適当と認める関係銀行等および伝達手段により、変更の指図を発信するなど、変更に必要な手続きをとります。
2. 海外送金訂正依頼書に使用された印影（または署名）を、海外送金依頼書に使用した印影（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたとえ、依頼内容を変更したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 3. 本条に規定する変更は、関係銀行等による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、第 10 条（組戻し）に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

第 10 条 組戻し

1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容を取り止める場合には、ファックス・バンキングによる以下の組戻し手続き、または当行が認めるその他の方法により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書（以下「海外送金組戻依頼書」といいます）に海外送金依頼書に使用した印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、海外送金依頼書控および当行が必要と認める当行所定の書類とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
 - ② 当行は、海外送金組戻依頼書に従って、当行が適当と認める関係銀行等および伝達手段により、組戻しの指図を発信するなど、組戻しに必要な手続きをとります。③ 組戻しを承諾した関係銀行等から当行が送金にかかる返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受領書に海外送金依頼書に使用した印鑑（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
2. 海外送金組戻依頼書に使用された印影（または署名）を、海外送金依頼書に使用した印影（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたとえ、組戻しをしたときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 本条に規定する組戻しは、関係銀行等による拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

第 11 条 通知・照会の連絡先

1. 当行が外国向送金取引についてお客様に通知・照会する場合には、海外送金依頼書に記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって、通知・照会をすることができなくても、お客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 12 条 手数料・諸費用

1. 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行等所定の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をお支払いいただきます。なお、この他に、関係銀行等にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行等の所定の手数料・諸費用をお支払いいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却できません。なお、この他に関係銀行等にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
 - ① 照会手数料
 - ② 変更手数料
 - ③ 組戻手数料

- ④ 電信料・郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

第13条 災害等による免責

お客様および第三者が被った次の各号に定める損害（直接的な損失であるか、または収益もしくは利息の喪失その他の結果的な損失であるかを問わないものとします）については、当行は何ら責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由による損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線もしくはコンピューター等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行等が所在国の慣習もしくは関係銀行の所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または、当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等のお客様の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ お客様から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ お客様と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦ 本規定に基づく当行の権利の行使に関連して生じた損害
- ⑧ その他当行の責に帰すべき事由以外により生じた損害

第14条 預金規定の適用

お客様が送金資金等を預金口座から振替えて送金を依頼する場合における預金の払戻しは、「第1章預金口座一般取引規約」および関係する各預金口座規定により取扱います。

第15条 その他の適用関係

- 1. 本規定の対象となる取引については、「第1章預金口座一般取引規約」も適用されます。
- 2. 「第1章預金口座一般取引規約」と本規定が矛盾する場合は、本規定が優先するものとします。